慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	即位灌頂と摂関家：二条家の「天子御灌頂」の歴史
Sub Title	
Author	小川, 剛生(Ogawa, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1997
Jtitle	三田國文 No.25 (1997. 3) ,p.1- 16
JaLC DOI	10.14991/002.19970300-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19970300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

即位灌頂と摂関家

―二条家の「天子御灌頂」の歴史―

小川剛生

はじめに

即位礼の諸儀の一つで、中世になって発生した特殊な作法に即位灌頂がある。具体的には新帝が高御座に昇る際に、印を結び、明（真言）を誦す所作を云う。灌頂とは四大海の水を高僧が新帝の頭に注ぐことを指し、即位式で新帝に対してこれを行うとする考え（即位法）は多くの仏典に言及され、日本文学に対してもさまざまな影響を及ぼしたことから、即位法をめぐる言説は近年注目を集めている。

鎌倉時代になって実際に行われた即位灌頂は、勿論この即位法に基づくものであるが、時の摂関が前もって印明の知識を新帝に授ける形式がとられ、やがてこの印明の説は、摂関家が相伝する秘事として、まもなく寺家の即位法との違いを鮮明にしていく。

この即位灌頂の実践・定着にあたっては、五摂家の内、二条家出身の執柄たちが重要な働きをなし、印明伝授の役も二条家に独占された事が指摘されている(1)。しかし二条家がどのようにして、また何のために即位灌頂を実現させたのか、といった問題については殆ど考察されていない。本稿は、二条家による印明伝授の事例を検討する事で、同家がこの新奇な即位儀礼を天子に必須のものと認知させ、印明説を家の説として体系化していく軌跡を追尋しようとするものである。

一　摂関家の存在証明

―日本紀神話と大嘗会神膳供進作法―

摂関家の凋落は、摂関の地位が外戚と分離した時点で始まっていた。早くも嘉承二年（一一〇七）、鳥羽天皇の践祚の折に、閑院流の大納言藤原公実は、外戚であることを理由に摂政就任を望み、白河法皇も同意しかけるという危機が訪れる。この時は源俊明の諫言によって、辛くも藤原忠実に摂政が安堵された（愚管抄）。しかしその後も、外戚ではない摂関の政治力は低下する一方であった。

このような状況に対して、摂関家内部で自己の存在理由を真剣に見つめ直す動きが現れた。その代表は慈円である。慈円は

【摂関家系図】

【皇統譜】（数字は即位順）

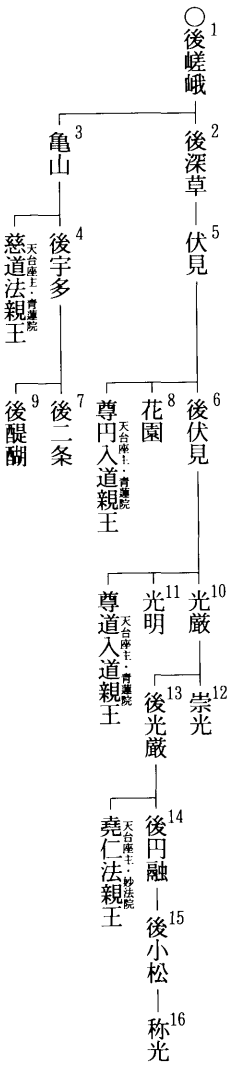

外戚でなくなって久しい摂関家が、天皇の輔弼の臣となっている道理を神代の天照大神と天児屋命の契約に見出すのであった。則ち、『日本書紀』神代巻下に、

是時、天照大神、手持二宝鏡一、授二天忍穂耳尊一、而祝レ之曰、吾児視二此宝鏡一、当レ猶レ視レ吾。可三与同レ床共レ殿、以為二斎鏡一、復勅二天児屋命・太玉命一、惟爾二神、亦同侍二殿内一能為二防護一

と、天孫降臨に際して天照大神が天児屋命らをして防護を命じた段である。これは慈円の著作に繰り返し触れられる故事となった。(2)『愚管抄』巻三では、

天照大神、アマノコヤネノ春日ノ大明神ニ同侍二殿内一能為二防護一ト御一諾ヲハリニシカバ、臣家ニテ王ヲタスケタテマツラルベキ期イタリテ、大織冠ハ聖徳太子ニツヽキテ生レ給テ、又女帝ノ皇極天皇御時、天智天皇ノ東宮ニテオハシマスト二人シテ、世ヲヽシヲコナイケル入鹿ガクビヲ節会ノニハニテ身ヅカラキラセ給ヒシニヨリ、唯国王之威勢バカリニテコノ日本国ハアルマジ、タヾミダレニミダレナンズ、臣下ノハカラヒニ仏法ノ力ヲ合テトオボシメシケルコトノハジメハアラハニ心得ラレタリ。

と、鎌足が天智天皇を輔佐した故事をこの神約に基づいて理解しようとするのであった。

慈円の甥九条良経は、建久六年（一一九五）、公卿勅使として伊勢に参詣した折に、

神風やみもすそ河のそのかみにちぎりしすゑのことをたがふな

（新古今和歌集・神祇・一八七一）

と詠じ、良経息道家も四男頼経の征夷大将軍就任を「天照大神あまのこやねのみことに約諾し給ひし心」の顕現であると述べ、(3)ともに摂関・天皇の関係の原点に着目している。かくして慈円の論理は、彼が期待をかけた九条流の摂関に継承されていく。

天子と執柄との関係を再定義しようとする試みは、実際の朝儀の中にも向けられた。ここで注目されたのは、大嘗会に於ける神膳の儀であった。(4)これは大嘗会の卯日に、新帝が廻立殿に行幸し、種々の神饌を供える儀式である。

延慶二年（一三〇九）十一月、花園天皇の大嘗会を控えて、摂政鷹司冬平は仙洞に参り、伏見院・後伏見院と密かに神膳の儀の習礼を行った。『後伏見院宸記』同九日条に、

凡此大事偏帝者所為也、非二人臣勤一、然而幼主之時自勤仕依レ不レ輙、為二御代官一摂政勤レ之、雖二幼主一、十歳以後ハ自御勤仕也、成人之時者、執柄猶不レ入二神殿中一也、只主上與二陪膳采女一、相対勤二仕之一、仍此大事、主上執柄陪膳采女外更無二知人一、

神膳供進の儀は主上・執柄・采女以外は誰も知る事のない秘中の秘であったが、幼帝の場合は執柄が代行した事が分かる。ここでは又、藤原忠通の例が濫觴とされており、実際忠通が天治元年（一一二三）の大嘗会に摂政として神膳を供進した有様が『大嘗会卯日御記』に載っている。(5)当時五歳の崇徳天皇は神膳を前にして「六借給不レ休」だったので、やむなく代わって奉仕したのが実情らしい。忠通がそこに格別の意味を見出した気配は

なく、「下官手自勤二仕神事一、此事偏帝者所為也、非二人臣之勤一、怖畏之至、不レ知レ所レ謝」と述べている程である。(6) しかし大嘗会の諸儀中で最も重要とされた神膳の儀に於いて、摂関が新帝に神膳の作法を教授、ないし供進を代行する事が、摂関と天皇の関係を再確認する場と認識されるようになるのは、ごく自然であろう。

再び『後伏見院宸記』に次のようにある。

当世大閤(鷹司基忠)并摂政委令(鷹司冬平)二存知一歟、其故ニ法性寺入道殊委令(但六条摂政早世、就之調父有中絶歟、自傍家申之歟)」其二沙汰之一、其以後至二今摂政一相続代々逢二此節一、日記文書等明白也、月輪(九条兼実)・後京極(九条良経)両代不レ逢二此節一歟、仍於二一条・二条・九条三流一非二相続儀一、口伝等聊非レ無二不審一、但東山(九条道家)入道逢二此節一、其以後福光園(一条良実)・円明寺(一条実経)又逢二此節一、洞院(九条教実)摂政ハ不レ逢二此節一歟、故一条(一条家経)摂政逢二此節一、摂政ハ法性寺以後相続逢二此節一、

ここで、近衛流の祖六条摂政基実が家説を伝えずに早世したために、摂政冬平に神膳供進作法の口伝がないとする批判が「傍家」よりあったという。「傍家」とは九条流の諸家を指す。しかし両院の冬平への信任は厚く、九条流の祖兼実・良経は執柄を勤めた間に大嘗会に逢っていないと、かえってこの主張を退けた。

この記事から、忠通以後分裂していった摂関家が、神膳作法についての文書・口伝を正しく伝えているかをめぐり、互いに争ったことが具体的に知られるが、それもこの作法の秘説を所持し、これを新帝に授けることこそ、輔弼としての自己の存在を完全にするとみなしたからに他ならない。

南北朝期の関白一条経嗣の『応永大嘗会記』には、この点について最も整理された主張がなされている。

凡そ神国の大事は大嘗会也。大嘗会の大事は神膳に過ぎたる事はなし。其故は神座・神服をまうけて、まさしくあまてる神を勧請し申されて、天皇御身つからまつり給ふ儀也。代々執柄申沙汰につきても故実口伝どもおほくあるにや。保安の度、法性寺殿当職の時、広く上古をかんがへ、遠く末代をかゝみて、一巻の秘抄をのこさる。これを玉林抄と名付く。(中略)今はたゞ一条の家門に一本残りたるばかりなり、(中略)寛元に円明寺(一条実経)摂政、文永に後光明峯寺(一条家経)摂政、暦応に後芬陀利花院(一条経通)関白(経嗣)、今の関白に至るまで六代になりぬるに、既に四代当職にて申沙汰せられぬる事、冥慮のいたりも不思議におぼしたり。君も人も身をあはせたる神代の御ちかひなりと今更おもひあはせられ侍り。

と、まず神膳の儀の重要性と忠通以来の執柄が関与したことから始めて、一条家は神膳供進作法の権威とされた忠通の秘抄『玉林抄』を天下唯一伝えている事と、六代のうち四代の当主が摂政として天皇にかわって奉仕した事を強調し、この事こそ「君も人も身をあはせたる神代の御ちかひ」、つまり慈円以来繰り返し説かれてきた、摂関家による輔弼の道理を証明するものと結論するのである。

二　二条師忠と即位灌頂

中世の摂関たちが、自分たちの存在理由の一端を大嘗会の神膳供進の儀に見出していたとする視点は、即位灌頂についても有効であろう。即位灌頂が実修された確実な初見は、鎌倉中期

の伏見天皇の時である。この例はまた、二条家の主導によることも知られているので、以下に詳しく検討したい。

まず、『伏見院宸記』正応元年（一二八八）三月十三日条に、

今夜関白(二条師忠)令レ申二即位之時秘印等事等一、委令レ伝受一了、尤規模事歟、

と見え、二日後の即位式では教えられた如く天皇は「結レ印誦二真言一」したのであった。二条師忠はどこからこの即位法の知識を得たのかが当面の問題となる。

これには『公衡公記』同年三月二十三日条を参照したい。権大納言西園寺公衡はこの日、前摂政一条家経の許に参り、中宮入内を諮った。談話は即位式故実に及んで、

去御即位時、関白申二秘事一、此事他家不レ存知一之由被レ申レ之、着二御高御座一之時有二印像一云々、前殿(二条家経)云、此事今度十楽院僧正道玄和二讒執柄一、々々又授二申主上一之由所レ聞也、此事後三条院御時、清尊法印〈仁海弟子〉授二申之一、其後時々有二此事一、真言師秘事歟、強非二執柄秘事一哉之由有二平語之氣一、且東寺流尤可二存知一事歟云々、道耀僧正〈東寺前長者、前大僧正〉語云、此事自二内裏一有二御尋一、即注進所存了、金輪王躰金剛界大日印像〈着二御高御座一之後有レ此事一云々〉云々、

（割書は〈　〉内に入れる、以下同じ）

ここから「即位灌頂」は、当時の廷臣たちには新奇であり、それ故に注目を集めた様子を窺うことが出来る。「洪才博覧人」（兼仲卿記　永仁元年十二月十一日条）と謳われた家経は一応の知識を開陳しているが、反応は極めて冷淡である。しかも天皇自身も、東寺の道耀僧正（公衡の叔父）に下問するなど、新儀の意味する所に不安を覚えていた。ここで注目すべきは師忠の兄十楽院道玄僧正の強い慫慂があった事である。

『華頂要略』門主伝巻十によれば、道玄は師忠より十七歳年長、建長元年（一二四九）十二月後鳥羽院皇子道覚法親王より青蓮院門跡を譲られ、さらに同七年正月十楽院を伝領。建治二年（一二七六）十一月天台座主。嘉元二年（一三〇四）十一月十三日に六十八歳をもって入滅した。その前年十二月八日に准三后宣下されたが、同書によれば「僧中准后初例」であり、その権勢の卓絶を知らしめる。

摂関家の出身である道玄はまた慈円直系の法流を稟け、その思想を最もよく継承出来る立場にあった。師匠道覚は、慈円の鐘愛の弟子であった。有名な『慈鎮和尚夢想記』(7)には「帝王即位之時、結二智拳印一就二高御座一之由、匡房卿記一筆書レ之云々」とあり、慈円も即位法につき考察を及ぼした。道玄もそれを知っていた筈である。しかし慈円はまた「其外無レ知二其事一歟、又雖レ見二此記一、無二尋二捜此事一、其後代々御即位之時、全不レ被レ用二如レ此等次第一歟」と結論し、その実践は全く考えの外にあった。道玄こそ即位灌頂という仏教儀礼を実際の即位式に混入させるという離れ業を行った人物であった。そのことは、室町前期の関白二条持基の『後福照院関白消息即位秘密事』(8)にも、

後光明照院関白記にも、後深草院・亀山・後宇多院三代、他家申沙汰候したにも、当家の説心もとなく候はて、青蓮院道玄准后(三条良実)をめされ候て当家説父福光園院(二条良実)□□□説とも申置けるかと仰られ候けりとこそ、ふるき物にも書をきたる

様に候、

と触れられ、室町期の二条家に於いても、即位灌頂の実践にいたる功労者として、道玄の名は鮮やかに記憶されていた。

ここで頗る世俗的な事柄に目を転じたい。道玄・師忠の行動は、鎌倉後期の二条家の事情と無関係ではなかった。兄弟の父二条良実は、その父九条道家より義絶され、家記・所領の譲与を受けなかった[9]。家祖の義絶は二条家に暗い記憶となってつきまとった[10]。

道家は三男実経を愛して嫡子とし、一条家は豊富な文書と庇大な所領を相続した。師忠と家経の代にも両家の確執は深刻であった。ところで家経はさきに公衡に即位灌頂について語るのと同時に、大嘗会神膳の儀についても詳しく所存を述べている。

抑大嘗会供二神膳一之作法事、天治法性寺入道(藤原忠通)当職之時、委経二沙汰一作二一巻之秘抄一、名云二玉林抄一、件抄近衛正流一本〈(近衛家実)内府伝レ之〉、当家一本伝レ之、又万里小路殿(藤原宗房)一本在レ之、此事代々殊所二秘蔵一也、且恐二神慮一之間、供了後有二咒文一、件の『玉林抄』を所持しているのは、自分のほかには近衛家基と亀山院しかいないという主張である。さらには、

文永我又為二当職一代二供之一、仍口伝故実多在二当家一、就レ中此(師忠)関白都以不レ被二存知一歟云々〈此事先日所レ被レ語也〉、仍先日於二内裏一内々申二其由一、而関白又於二内裏一申云、仁治(貞実)故関白授二申故院一了、仍口伝庭訓存レ之云々、今日重以二此旨一語二申前殿一之処、猶無二信用之気一、所詮不レ拠二玉林抄一者、口伝許ハ猶有二不審一云々、

かつての後宇多院の大嘗会には自ら摂政として奉仕し、我家には口伝もある。二条師忠は父良実が仁治三年（一二四二）の大嘗会で後嵯峨院に授けたから、その庭訓を受けたと公言しているようだが、『玉林抄』がなければ、いかに口伝があろうと不審である、と師忠の弱点を突く。口伝とは具体的な神膳の配置や作法を謂うのであろうが、傍線部にあるように、神膳を供えて何言かを咒したらしい。

家経の言は、誇張ではなかった。この年の大嘗会では、師忠は他家から一斉に「凡今度大祀神膳間事、関白不二存知一難二奉行一」と攻撃されるのである[11]。

伏見院の代に始まった即位灌頂とは、大嘗会神膳供進の儀にかわって、摂関と天皇の関係を証明しようとする全く新しい試みであった。二条師忠は「此の事他家存知せざる由」を奏上していることでも察知されるように、他家に一就中神膳供進作法の口伝を誇示する一条家に一対抗するために、道玄とはかってこれを持ち出した疑いが非常に強いのである。即位法の思想的価値を貶めるつもりはない。しかし、即位灌頂の実践に当たって、五摂家拮抗の情勢に於いての二条家の思惑が強く作用していたことは、強調しておく必要があろう。

三　二条家の印明説と寺家即位法

東山御文庫に近世の二条家により作製されたとおぼしき、『即位灌頂伝授者交名』『歴代即位灌頂伝授者交名』という二種の印明授受者リストが蔵される。ともに二条師忠→伏見院に筆を起こしている（八、九頁表）。鎌倉後期の天皇全てが即位灌頂

を行った訳ではなく、二条家の人物が執柄の座にいない時は、即位灌頂は行われなかったらしい。

王朝が即位灌頂に対して全く受動的であった訳ではない。上川氏が説かれたように、鎌倉後期の両統迭立時代には、絶えず対立者の側から譲位を脅かされるために、代々の天子は皇位の正統性を強調することに努めている。従って印明伝授により、自らの存在証明を新たに加えられることを拒否する理由もなかったであろう。二条家は王朝にも即位灌頂への関心が醸成される状況をとらえたことになる。

ところで醍醐小野流の学匠栄海の『印璽口伝』[12]中、「帝王御即位印事」に、

若宮僧正(信忠)云、摂録家ニ、帝王御即位之印ト云テ、相伝スル事有、二条殿ノ御文書ヲ、宗恵法印ニ書セラレケル中ニ、御即位ノ印ヲハ四海領掌ノ印ト名ク、彼智拳印ニテ有ト申キ、九条禅定殿下ニモ尋申タリシカ、未レ被レ仰云々、件印ハ弘法大師被レ授二忠仁公(藤原良房)一云々、

と見える。信忠（一二六六～一三二二）・栄海（一二七八～一三四七）の生存年代、また宗恵は信忠の弟子（尊卑分脈）という関係から、鎌倉後期の二条家の印明説に対する寺家側の認識を伝える史料である。「九条禅定殿下」は、信忠の俗兄九条忠教を指す。当時の九条家には即位法への関心はなかった。

右と同時期、師忠の孫道平の日記『後光明照院関白記』元亨四年（一三二四）五月三日条に、

参内。(後醍醐)仰、即位秘印事代々相伝歟、又僧家説歟如何。申云、両様有レ之、上古者不レ受二僧家一、近来間談二僧家一、(師忠・兼基)両禅閤者十楽院故准后(道玄)、道平者当時宮也(慈道法親王)、自二中古一以来間僧家説談レ之、

とあり、二条家の証言として重要である。後醍醐が即位灌頂は家に伝わるものか、それとも僧の説か、と尋ねたのに対して、道平は、両方がある。（摂関家では）上古は僧の説を受けなかったが、中古以降しばしば相談するようになり、近代では祖父師忠・父兼基は故道玄に、自分は道玄の資慈道法親王に相談したと答えた、という内容である。

道平の場合は、『華頂要略』門主伝の、文保二年（一三一八）三月二十八日、道平が十楽院に於いて慈道から印明の知識を授けられたという記事と吻合する。後醍醐の即位はその翌日であった。また、兼基の摂関在任中の即位式は、後二条院の正安三年（一三〇一）三月のそれのみであり、この時は道玄も健在であった。

こうして、師忠→伏見院に続き、兼基→後二条院、道平→後醍醐院という、二代の印明授受を史実として確認することが出来る。このような実績により、二条家の説は、寺家即位法に対して、独自の価値を次第に認められていくのである。

即位法には台密と東密の二流があり、前者は大日如来が周の穆王に授けたという法華経四要品の八偈を眼目とし、授受は時の高僧の役とされたのに対し、後者は智拳印と茶枳尼真言を中心とし、執柄伝授の形式をとった。茶枳尼天は春日明神あるいは鹿島明神の化身ともされる夜叉であり、「摂録縁起」では、狐の姿となって鎌足に入鹿の首を切り落とす鎌を授ける役割を演ずる。よって摂関家の印明説は東寺即位法との関係を取沙汰さ

〔附表〕鎌倉・南北朝期の即位灌頂・大嘗会神膳供進の伝授者

※(1)は即位の年時、即位灌頂の伝授者、その時の官、(2)は大嘗会卯日の年月日、神膳供進作法の伝授者、その時の官。即位灌頂については(a)『即位灌頂伝授者交名』（東山御文庫蔵、六六・七・一。宝永頃二条家の編か。奥に「伏見院御即位ヨリ四百廿年余也」とあり）により、(b)『歴代即位灌頂伝授者交名』（東山御文庫蔵、六六・七・五。万治頃二条家の編か）をも参照した。「　」内は(a)の注記。記載が疑わしい場合は?を付した。

後深草院	(1)寛元四（一二四六）・三・一一	—	—	
	(2)同・一一・二四	一条実経	摂政	
亀山院	(1)正元元（一二五九）・一二・二八	—	—	
	(2)文応元（一二六〇）・一一・二六	鷹司兼平	関白	
後宇多院	(1)文永一一（一二七四）・三・二六	—	—	
	(2)同・一一・一九	一条家経	摂政	
伏見院	(1)正応元（一二八八）・三・一五	二条師忠	関白	
	(2)同・一一・二二	二条師忠	関白	
後伏見院	(1)永仁六（一二九七）・一〇・一三	—	—	「此時之儀被秘子細有之」
	(2)同・一一・二〇	鷹司兼忠	関白	
後二条院	(1)正安三（一三〇一）・三・二四	二条兼基	関白	
	(2)同・一一・二〇	二条兼基	関白	
花園院	(1)延慶元（一三〇八）・一一・一六	—	—	「此時之儀被秘子細有之」
	(2)延慶二（一三〇九）・一一・二四	鷹司冬平	摂政	
後醍醐院	(1)文保二（一三一八）・三・二九	二条道平	関白	
	(2)同・一一・二二	二条道平	関白	

光厳院	(1)正慶元（一三三二）・三・二二	二条良基？	権中納言	関白鷹司冬教。
	(2)同・一一・一三	鷹司冬教	関白	
光明院	(1)建武四（一三三七）・一二・二八	二条良基？	権大納言	関白近衛基嗣。
	(2)暦応元（一三三八）・一一・一九	一条経通	関白	
崇光院	(1)貞和五（一三四九）・一二・二六	二条良基	関白	
	—	—	—	戦乱により挙行されず。
後光厳院	(1)文和二（一三五三）・一二・二七	二条良基	関白	
	(2)文和三（一三五四）・一一・一六	二条良基	関白	
後円融院	(1)応安七（一三七四）・一二・二八	二条師良？	関白	
	(2)永和元（一三七五）・一一・二三	二条良基	前関白	関白二条師良軽服による。
後小松院	(1)永徳二（一三八二）・一二・二八	二条師嗣？	前関白	摂政二条良基。
	(2)永徳三（一三八三）・一一・一六	二条良基	摂政	
称光院	(1)応永二一（一四一四）・一二・一九	—	—	*「此時違乱之子細有之、不吉之御例」
	(2)応永二二（一四一五）・一一・二一	一条経嗣	関白	

*(b)には「成恩寺（一条経嗣）奉授之、普光園院（後脱カ）摂政御息也、然而無相伝之由摂政御記後日備天覧、成恩寺閉口了、此帝依不快以後又当家□奉授之云々」と注記。

れることが多かったようである。[13]

しかしながら、後述する如く、道平男良基は、即位灌頂から寺家の説の影響を排し、神代より「藤氏嫡々相承の口訣」と論じた。恐らく道平もこの時、即位灌頂が摂関家に伝わる秘事であること、寺家の即位法とは別個の体系を持つことを後醍醐に対して既に主張していたと思量されるのである。

四　二条良基と即位灌頂（1）

二条良基と即位灌頂の関わりについて従来から注意されてきた史料に、一条兼良の『即位灌頂印明事』[14]がある。

後小松院永徳二年十二月十八日即位之時、摂政〈後普光園院良基公〉被レ授二申幼主一〈于レ時六歳〉。仍二条家別被二秘蔵一事也、近衛・鷹司・九条・一条等流為二摂政関白一而大礼事雖レ申二沙汰之一、一切無二存知人一、又不レ及二其沙汰一事也、

良基が北朝第五代の後小松天皇に授けて、二条家が即位式での印明授受を独占するようになったとの見解が示されている。しかし表に示した通り、二条家の資料では、良基は光明・崇光・後光厳・後円融・後小松の北朝五帝へ印明を授けたことになっている。以下、同時代人の記録によって、良基の即位灌頂の実践を検討していきたい。

まず、北朝初代光明天皇と第二代崇光天皇につき、『光明院宸記』貞和五年（一三四九）十二月二十六日条を参看する。

抑秘印事、関白(良基)去夜授二申之一云々、建武前関白(近衛基嗣)基于レ時為二執政一、件印事無二申旨一、仍直伝二授僧家一〈青蓮院入道二品尊円親王〉、間有二其例一歟、未二慥勘決一而已、

関白良基が即位式前夜、崇光天皇に印明を授け、建武四年（一三三七）の光明院本人の即位に際しては、当時の関白近衛基嗣から何の沙汰もなく、入道尊円親王から直接授けられたという。

この記事により、従来後小松天皇の代に定着するとされた即位灌頂が、北朝初代の光明天皇の即位式に於いても実修されていたこと、二条家が関与しない場合は天台説を直接に尋ねたこと、則ち新帝には印明の知識が既に必須とされていたこと、などの事実が導き出される。

文和二年（一三五三）十二月、後光厳天皇の即位式の時も良基は関白であった。正平一統の瓦解の後、北朝の再建のために、異例づくめの後光厳の践祚を良基が推進したことは名高い。この代の即位灌頂につき明確な所見はないものの、良基が即位式を申沙汰したことは確実なので[15]、印明授受があったとみてよいであろう。

北朝第四代の後円融天皇の場合はどうであろうか。時の関白は良基の長男師良であった。即位式は応安七年（一三七四）十二月に行われ、大閤良基が強力なリーダーシップを発揮したらしい[16]。後世の史料は良基ないし師良が印明を授けたとするが、この時二条家は後円融への印明の伝授を果たせなかったらしい。応永二十一年（一四一四）十二月、称光天皇の即位を記した『後小松院御記』に、

応安尊道親王被二授申一之条、(後円融院)御記分明也、（中略）応安之度後普光苑関白〈甚深口傳仁〉存生之時、猶直被レ申了、

応安七年の即位式にあたって「甚深の口伝」を持つ良基が存命中にもかかわらず、後円融は青蓮院の入道尊道親王から直接印明の説を授けられた、との意であろう。

ここに後円融の、良基に対する抵抗の態度を看取するのは可能であろう。実際この頃、朝政を主導しようとする良基と、親政を目指す後円融とが対立する局面がしばしば見られた[17]。しかしかつての後光厳の践祚は、彼が天子としての資格を有するか否かの疑義を呈するのに十分であり、状況は後円融の代にも回復しなかった。良基が崇光・後光厳に対して行った印明授受の儀は神器にさえ擬せられたふしがあり[18]、他に自らの王権を保障する存在を持たない北朝にとって、何物にも代え難い、重要な意義を持つようになっていた。後円融もやがて良基の保証を求めざるを得ないのであった。

永和元年（一三七五）十一月二十三日は後円融の大嘗会卯日、神膳供進の儀が行われる日である。良基の家司、吉田兼熙がこの儀の詳細を記録した『大嘗会巳剋次第卯日』[19]という史料が遺されている。兼熙は宮主として神膳の儀に奉仕する立場にあったが、そこに良基の言として、次のような内容が見える。

米粟御飯御備進之後、有二御真言一、次令レ結レ印給了、先日大殿〈二条殿、御名良基〉仰云、御即位大嘗会有二真言一、天子御灌頂儀也、関白殿下毎度被レ授申一、而諸御流此両度之秘密断絶、此御家門于レ今有二御相続一、今度則被レ授申一之由有二御雑談一、今日宸儀御沙汰之躰誠厳重也、殊勝事也、

ここで後円融は、良基の教えに従い、大嘗会の神膳を供進した後に、真言を唱えて印を結んだのであり、いわゆる「即位灌頂」の所作と全く同一であることが分かる。

第二章に引いた『公衡公記』に「且恐二神慮一之間、供了後有二呪文一」とあり、後小松天皇の大嘗会に際しても、良基は「大嘗会秘密真言」を兼熙に授けている（吉田家日次記　永徳三年六月二十二日条）。鎌倉後期以後継続して修されていた作法と見て誤りないと思われるが、当初から「秘密真言」という称を与えられていたかは甚だ疑問であり、恐らく良基によって、大嘗会神膳供進の儀の一作法から、即位灌頂へと引き寄せられたのではあるまいか。それにしても大嘗会最奥の神事に於いて天皇が「結レ印誦二真言一」という所作を行っていた事実からは、様々な問題が投げかけられると思われる。

「大嘗会秘密真言」が厳然と存在し、やはり時の摂関によって新帝に授けられる印明とすれば、即位式に限定される語感を与える「即位灌頂」という名称も、適切さを欠くことになろう。少なくとも良基の「天子御灌頂」とは、即位式・大嘗会の区別はなく、摂関によって伝授される形式が意味を持つものであった。

これより少し前、嫡流として大嘗会の故実を伝えることを誇りとした一条家は、嗣子なくして断絶し、良基の三男経嗣が継いだ。残りの摂家も良基の顔色を窺うばかりで、その元老としての地位は揺るぎなかった。曾祖父師忠の如く、即位のみに固執する必要もなかった。『大嘗会巳剋次第卯日』では、二条家の印明故実が、他の摂関家には伝わらないという唯一無二ぶりを誇らしげに語り、後円融が良基に就いて印明を授けられたことに甚だ満足な様子を読みとることも出来る。

最後に、後小松天皇への印明伝授については、『良賢真人記』永徳二年（一三八二）十二月二十八日条に、

天皇御二高御座一〈左大臣被レ候二御帳中一、為レ被二扶持申一也〉、摂政殿被レ候二良角屏風内一〈御礼服次第并被レ献二御笏一之儀不二見及一之間不二注載一、兼日摂政殿被レ申二左府一云、御即位之日被二授申一有二真言一三ヶ日不レ可二魚味一之由被レ申レ之、尤有二口伝一歟〉

とある記事が第一史料として尊重される。但し、良基にとっては最後の機会となったこの印明授受は、少しく異例な状況下に行われた。

新帝の父後円融院は、譲位後、専横を募らせる左大臣足利義満との軋轢を高じさせ、公武関係は一触即発の危機にあった。しかし良基は義満との交友を深め、進んでその意を迎えることに努めた。良基・義満への憎悪を募らせる後円融は、鬱憤の余り、後小松の即位式への一切の関与を拒絶したのであった。[20]

『良賢真人記』によれば、良基は式日に印明を天皇に授け、その場に義満を立ち会わせている。魚食を断つよう義満に指示しているから、もとより意図的なものであった。従来、印を結び真言を唱える主体はあくまで新帝であり、執柄は前もってその説を授けるのみで、即位灌頂の実修には預からないと考えられていた。些細な問題のようであるが、この後小松のケースのように即位当日に摂政が授けるのも、まして第三者が立ち会うのも異例の新儀である。

治天の君の最大の権限が、子孫の中から適当な者を撰んで践祚させることにあったのはいうまでもない。そのため、即位灌頂は、室町期に一度だけ、上皇による伝授の形をとったことがある（後小松院御記）。後円融院を無視して強行された即位式に於いて、良基は治天の君の役割さえ演じたことになる。新帝への後円融院の影響を一切排除し、良基と義満とによる新たな公武体制の確立を示すのに、印明授受の儀が効果を挙げたといえるのではあるまいか。

五　二条良基と即位灌頂（2）

良基は、摂関家による治世の論理についても、真剣に思いをめぐらすことがあったようである。ここではその思考の軌跡を、彼の著作により探索していってみたい。

文和二年（一三五三）、南軍の侵攻により美濃小島に蒙塵した後光厳天皇を追って、行宮へ参ずる困難な紀行を記した『小島の口ずさみ』は、後光厳に拝謁の場面を、

賢俊僧正もて、世の有様身の式、さまざまに奏しかば、是まで参りぬる上は、床をならべし契り、さらにかはり侍らじ、と仰言ありしに、

知らざりきならはぬ山の蔭までも床をならべむ契りありとは

と描き出す。皇位も摂関職も虚しくなりかねない乱世だからこそ、良基の君臣論は昂りを見せている。この作品は帰京後に叡覧に供された。[21]殊更「床をならべし」契りを言い立てる意図は明瞭であろう。

延文二年（一三五七）に准勅撰の栄を得た連歌撰集『菟玖波集』にも、

君と我とぞ身をあはせたる
底清き水と魚とのごとくにて　関白前左大臣
（賀連歌・一八四四）

という良基の付句が収められている。

貞治二年（一三六三）四月、内裏蹴鞠御会の模様を描いた『衣かづきの日記』で、

さても禁中晴の御鞠は中比たび〳〵の事に侍れど、今日の儀式まれなる事に侍るとぞ、年老いて物見る人も申し侍し。むかし黄帝鞠を造りて武を錬せしむ。されば四夷を平らげ、一天を治むるうつは物なりといへり。我国には天智のすべらぎ大織冠に魚と水との約をなし、君と臣との躰をあはせしも、この道のなかだてとなりけるとかや。

と、蹴鞠の由来を説き、また蹴鞠をきっかけにして鎌足と天智天皇が手を組んだ故事に触れるが、この事は既に『愚管抄』にも見えた。

貞治五年の春日神木帰座の模様を、春日の里に住む老翁の見聞という体裁で記したのが『さかき葉の日記』である。良基は摂関家による輔弼の道理を力説する。

天照大神堅くちかいてのたまはく、我子孫はこのあしはら中津国のぬしたるべし、汝の子孫は代々に国柄をとりて、床を並へ殿をひとしくしてたすけまもれと神約ありき。それより君臣の契たがふ事なく、魚と水とにことならず、風と雲との感ずるに似たり。国をまもり君を輔佐したてまつるいはれこれよりはじまれり。これはいまの春日の三御殿にてわたらせ給ふ執柄達の御先祖ぞかし、されば代はすゑになりたれども伊勢大神宮の皇孫ならぬ人の位につく事は一度もなし、又春日の神孫ならぬ人の執柄になることもなき事なり。これこそ神国のいみじきしるしにては侍れ。

この作品は関白・藤氏長者としての敬神のあかしであり、「国をまもり君を輔佐したてまつるいはれ」が最も明確に主張されているのも当然であろう。これらの著作の行文からも、良基が慈円以来の思想的な系譜を真摯に受けとめた人物であり[22]、摂関が天子の輔弼を務める道理に深く思いを致していたことは確かであろう。

そこで林羅山の『神道伝授』追加・七五の記述が注目される。

二条関白良基公の秘記に云、即位灌頂の印呪は、天照大神・春日明神より以来、神代の印として、藤原氏嫡々相承の口訣、秘中の其奥秘也、帝王登壇の時授奉、よ人是不知、真言家祖師の血脈にもあらず、此事を尋に、真偽を決せん為に問によりて、彼意に真言家の知事にと思へるは誤也。

永徳三年十一月十八日の記に慥にのせられたり。

この「秘記」は逸書であるが、永徳三年十一月十八日の年記を有したらしい。これは後小松院の大嘗会に相当する。この大嘗会に於いても、良基はなんらかの記録を残したのであろう。引用は取意文であろうが、前章で指摘したように、良基は「大嘗会秘密真言」を所持し、これを後小松天皇に授けているから、右のような内容が説かれていたとしても不思議はない。

この記に於いて、即位灌頂が、例の摂関による輔弼の論理に組み込まれ、真言説（東寺即位法）との関係が否定されているのは第一に注目すべき点であろう。

さらに『続本朝通鑑』に、次のような『二条殿秘伝』の説が録されている。

二条殿秘伝曰、凡幼主即位時、有レ奉二口授一之秘事一、摂家正嫡之外、無二知レ之者一、昔近衛基通幼而喪レ父不レ伝レ之、松殿基房伝レ之、九条兼実受得之、以至二道家一、宝治之変、九条・一条両摂家蒙二勅勘一、唯二条良実伝レ之、自レ是此一流之嫡相伝至二良基一、他摂家不レ知レ之、故光明・崇光・後光厳・後円融四朝、悉以二良基一為二師範一、

近衛流は家祖基実の早世により印明の説が絶え、松殿基房を介して九条兼実のみが伝えたとして、まずは九条流の正統性を称揚する。続いて九条流の中でも九条・一条両家が宝治合戦の煽りを食って失脚・逼塞した事件[23]を持ち出して、結局二条家のみが相伝するものと結論し、他家を「天子御灌頂」の領域から排除する。これが、第四章に引いた『大嘗会巳剋次第永和元』に於ける「而諸御流此両度之秘密断絶、此御家門于レ今有二御相続一」という言と吻合することは言うまでもない。従って『二条殿秘伝』も良基の真作と認められ、かつ『二条関白良基公の秘記』と同一書である可能性が高い。

六　結語

北朝の元老としての良基の権勢は、一条経嗣の「後光厳院殿御代天下独歩、天下公家政務殆在掌」（荒暦　応永元年十一月六日条）という言や、また北朝五十六年間のうち、良基および息師良・師嗣の摂関在任期間が計三十五年にも及ぶという数値により、誠に卓越したものであったことが分かる。この傾向は良基の子孫にもほぼ同様にいえることで、この結果、五摂家分立以後の摂関補任年数を調べる時、二条家当主の在任期間の長さは他家を圧倒している。[24]

従来の通説は、二条家がかくも長期間摂関を独占し得た理由を武家との親昵に求める。しかし、それほど単純な現象ではないと思われる。武家への阿諛追従は良基に限った事ではなかったし、何よりも王朝にとって二条家が摂関でなくてはならなかった理由が問われていよう。

抑も、五摂家は国政に対して全く無力であったと断ぜられるのが常であり、この不均衡についても正面から扱った論攷は管見に入らない。但し、室町後期の認識を示すものとして、室町後期の内大臣三条西実枝の故実書『三内口決』がある。

諸家之用ヒハ五流無二差別一候、但二条之一流ハ南朝御出奔之後、光厳院被レ開二聖運一、当代之御一流被レ用二正統一之事者、二条〈後普光院摂政良基公〉一家之勲功也、依レ之至二于今一称二天下御師範一。

実枝は五摂家の登庸に差別はないとするが、これは史実に反している。しかし実枝も良基の偉大さは認めており、しかも良基以後の二条家当主は代々「天下の御師範」と号したという。二条家にかかる自称を許したのは、さきの『二条殿秘伝』にも、北朝の天子が「悉く良基を以て師範となす」と見えたように、「天子御灌頂」によって代々の天子に存在証明を付与してきたという実績あってのことである。

もともと二条師忠が、道玄の知恵を拝借し、周囲の反発と疑問を押し切る形で導入した即位灌頂は、曾孫良基の印明授受の

実績と家説の整備により、寺家の即位法から完全に独立したばかりか、逆に中世の王権に欠かすことの出来ない存在証明の儀式―「天子御灌頂」へと変貌したのであった。そして即位灌頂とはなんら関係を持たなかった大嘗会の神膳供進の儀さえ、恐らく良基の力によって、二条家の「天子御灌頂」の一形態となってしまったのである。これも良基のみがよくなし得る大業であった。

第四章に引用した『後小松院御記』は、良基を「甚深口伝の仁」と評していた。北朝が良基を如何に見ていたかを窺わせる、貴重な証言である。老摂政のしぐさは、六歳の幼帝の眼には神秘に満ち、強烈な印象をとどめたのであろう。それは他の帝の場合も同様であったに違いない。

良基が、大嘗会神膳供進に較べれば、宮廷社会ではなんらの伝統も有さなかった即位灌頂を、殊更秘説として粉飾・喧伝することで、自らと子孫の繁栄をもたらしたと見れば、そのしたたかさに対しては驚歎するほかない。しかし、そのような一面ばかりを強調するのも、正しい評価ではないと思われる。観応の擾乱の後、極度に衰弱した北朝の王権を内側からかろうじて支えていたのが二条家による「天子御灌頂」であったことも、また疑い得ない事実である。

＊本稿に引用した史料のうち、特にことわらなかったものの底本は左の通り（順不同）。

後愚昧記…大日本古記録。伏見院宸記・後伏見院宸記…増補史料大成。良賢真人記…内閣文庫蔵本。吉田家日次記・さかき葉の日記…天理図書館吉田文庫蔵本。光明院宸記・後小松院御記…大日本史料。兼仲卿記…国立歴史民俗博物館蔵白筆本。荒暦…柳原家記録。公衡公記…史料纂集。日本書紀・愚管抄…古典文学大系。新古今和歌集・小島の口ずさみ…新古典文学大系。神道伝授…日本思想大系。続本朝通鑑…国書刊行会刊本。華頂要略…大日本仏教全書。三内口決…群書類従。応永大嘗会記…続群書類従拾遺。後光明照院関白記…宮内庁書陵部蔵三条西公条筆本。衣かづきの日記…宮内庁書陵部蔵伏見宮本。菟玖波集…『菟玖波集の研究』。

注

（1）「中世の即位儀礼と仏教」（日本史研究三〇〇　昭六二）。『天皇代替り儀式の歴史的展開』（柏書房　平元）にも収録）

（2）「承久三年五月十四日吉社告文写」（大日本史料　四ノ一五）ほか。

（3）「九条道家願文」（春日社記録、鎌倉遺文六七二三号）。寛元四年（一二四六）七月、春日社に奉納。

（4）安江和宣氏「大嘗祭の神饌御供進」（神道史研究二七・四　昭五四）参照。

（5）図書寮叢刊「九条家歴世記録一」所収。後述する『玉林抄』とは別書であろう。

（6）『殿暦』天仁元年（一一〇八）十一月二十一日条によれば、忠通の父忠実も鳥羽天皇の大嘗会の神膳の儀で、幼い天皇の所作に白ら手を添えて扶持している。

（7）引用は赤松俊秀氏『鎌倉仏教の研究』（平楽寺書店　昭三二）による。

（8）引用は東山御文庫蔵本（六六・五・三）の紙焼写真による。応永二十一年（一四一四）、称光天皇の即位式に際して、後小松院の下問に答えたもの。内容は二条家の印明説の正統性と、関白一条経嗣の知識の闕如を訴えるもので、頗る興味深い。いずれ別稿で内容を紹介するつもりである。なお、読解に当たっては、別府節子氏より懇切

な御教示を賜った。記して深謝申し上げる。

(9)「九条道家処分状案」(九条家文書　鎌倉遺文七四一〇号)
(10) 伊藤敬氏『新北朝の人と文学』(三弥井書店　昭五四)
(11)『伏見院宸記』正応元年十一月十四日条。なお、後宇多院の大嘗会にあたって摂政九条忠家が解任され、一条家経が補されたのも、忠家が「大嘗会故実無二御存知之間」関東に諮って俄に決まった処置という(兼仲卿暦記　文永十一年六月二十一日条)。この一事からも摂関職と即位儀礼との不可離の関係を窺うことが出来る。
(12) 阿部泰郎氏「中世王権と中世日本紀―即位法と三種神器説をめぐりて」(日本文学三八三　昭六〇)が紹介された。引用は東京大学史料編纂所蔵影写本による。
(13) 伊藤正義氏「慈童説話考」(国語国文五五五　昭五五)
(14) 引用は東山御文庫蔵本(六六・四・一二)による。
(15)『後愚昧記』永徳三年記紙背文書、良基自筆消息は「昨日大儀毎事周備候、近比大慶候、老臣四代申沙汰奉不レ及、今度儀定超二上古一候歟」と、関白もしくは大閤として崇光・後光厳・後円融・後小松四代の即位式を沙汰した事を述懐している。
(16)『後愚昧記』応安七年十二月二十八日条、『忠基公記』同日条。
(17)『洞院公定日記』応安七年四月十日条、『保光卿記』同年二月二十一日条、『後愚昧記』同年六月三日条など。
(18) 近藤成一氏「中世に於ける即位儀礼の変容」(『即位の礼と大嘗祭』青木書店　平二)。
(19) 天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵(吉・四一・四七)。一巻。兼熙自筆。
(20)『後愚昧記』永徳二年十月二十五日条、『荒暦』同年十月二十七日条。
(21) 杉浦清志氏「『小島の口ずさみ』の成立」(北海道教育大学人文論究四二　昭五七)
(22) 良基が慈円の著作から啓発を受けた事は連歌論書『筑波問答』の記述によっても明瞭である。
(23) 宝治合戦の後、前将軍九条頼経が三浦氏の背後にいたと糾弾され、頼経の甥九条忠家・弟一条実経にも与同の嫌疑がかかり、両家はしばらく執柄の座と無縁になった。しかし、道家から義絶されていた二条良実には咎めがなかった。
(24) 五摂家分立の完了(一二五二)から、豊臣秀吉の任関白(一五八五)までの約三三〇年間(建武年間は除く)に、摂関となったべ八六人を家別に集計すると、二六名が二条家であり、在任年数の合計も他の四家の二倍以上、実に一一六年余に及ぶ(正平一統の時の関白二条師基は除く。(　)は百分率)。

二条	二六人(三〇・二)	一一六年　五ヶ月(三五・四)
近衛	一七人(一九・八)	五二年一〇ヶ月(一六・一)
一条	一六人(一八・六)	六二年　二ヶ月(一八・九)
鷹司	一四人(一六・三)	五四年一〇ヶ月(一六・七)
九条	一三人(一五・一)	四二年　七ヶ月(一二・九)

〔附記〕本稿は、院政期文化研究会例会(平成八年七月二十六日、於慶應義塾大学)に於いて口頭発表した内容の一部である。席上様々な御示教を賜った諸先生に厚く御礼申し上げる。

(おがわ　たけお)